

東かがわ市教育委員会規則第3号

東かがわクラブ設置規則を次のように定める。

令和5年3月24日

東かがわ市教育委員会教育長 松浦 隆夫

東かがわクラブ設置規則

(活動目的及び設置)

第1条 学校部活動が培ってきた教育的意義や役割を継承発展させ、新しい価値を創出するとともに、学校、保護者、地域が連携のもと、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を高めるため、東かがわクラブ（以下「本クラブ」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 本クラブは、東かがわ市に在住する中学生までの子どもを対象として、次の事業を実施する。ただし、市外に在住する者の大会出場を許可する場合は、本市における平日の活動においても、参加の事実がある者とする。

- (1) スポーツ・文化活動支援事業
- (2) 地域との交流事業
- (3) その他会長が必要と認める事業

(組織)

第3条 本クラブは、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 運営委員 必要な人数
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 顧問・参与 必要な人数
- 2 委員は、クラブ活動に関し学識経験を有する者、コーディネーター及び保護者代表のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合において新たに委嘱される委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 教育委員会は、特別の事由があるときは、委嘱の期間中であっても、運営委員会の決議を得て、委嘱を解くことができる。

(職務)

第5条 会長は、本クラブを代表し、会務を統括する。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、市立中学校長とする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 運営委員は、本クラブの会務を分担する。
- 6 事務局長は、本クラブの事務を処理する。
- 7 顧問・参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(会議)

第6条 本クラブに、運営委員会及び種目部会を置く。

- 2 前項の運営委員会及び種目部会について、必要な事項は別に定める。

(運営委員会の会議及び議事)

第7条 運営委員会の会議は、会長が招集する。ただし、最初の会議は、事務局長が招集する。

2 運営委員会の議長は、会長をもって充てる。

3 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 本クラブの庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(個人情報の管理)

第9条 委員は、本クラブの運営において知り得た個人情報を、本クラブの運営以外の目的のために利用し、または第三者に提供してはならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。